

# 入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「財務規則」という。）及び本件調達に係る入札公告に定めるもののほか、長野県千曲川流域下水道事務所長（以下「予算執行者」という。）が発注する本件調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守していただく一般的事項を明らかにするものです。

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 調達産品等の種類及び数量

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場で使用する電気  
契約電力 1,950kW 予定使用電力量 12,745,159 kWh

### (2) 調達産品等の特質等

本入札説明書及び仕様書のとおり

### (3) 供給開始日

令和2年10月1日 午前0時

### (4) 調達期間

令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

### (5) 需要場所

長野市真島町川合 1060-1  
千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

## 2 入札参加者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 政令第167条の4第1項又は規則第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(6) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。

### 3 入札参加者に要求される事項

#### (1) 入札参加資格の確認手続

入札参加者又はその代理人は、入札参加に必要な資格を証明するため次の資料を各1部整備し、本件調達に係る入札参加資格の有無等について、予算執行者の確認を受けなければなりません。

ア 一般競争入札参加申込書（様式1）

イ 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であることを証明する書類

ウ 本件調達に係る入札公告に示した調達製品について、長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であることの適合証明書（様式2）

エ 事故発生時等に緊急対応が可能な体制を確保していることを証明する書類

オ 長野県における競争入札参加資格確認通知書の写し（令和2年6月25日時点において前記2の(2)に該当しない者に限る。）

#### (2) 一般競争入札参加申込書及び添付書類の提出先

次の場所へ持参又は郵送により提出してください。

(名 称)	長野県千曲川流域下水道事務所 総務課
(郵便番号)	381-2203
(所在地)	長野市真島町川合1060-1 千曲川流域下水道上流処理区終末処理場（アクアパル千曲）内
(電話番号)	026(283)4170

なお、上記所在地における普通郵便の配達時間は、午後5時以降になることがありますので注意してください。

#### (3) 一般競争入札参加申込書及び添付書類の提出期限

令和2年7月27日（月）午後5時

#### (4) 一般競争入札参加資格の確認結果の通知

本件調達の一般競争入札参加資格の有無については、令和2年7月29日（水）午後5時までに、長野県千曲川流域下水道事務所総務課より一般競争入札参加申込書（様式1）に記載された連絡先へ電話により連絡します。

#### (5) その他

提出された資料等は申請者に無断で本案件の競争入札に係る資格確認以外の目的に使用しません。また、提出された資料等は、返却しません。

### 4 代理人による入札

(1) 入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、委任状（様式3）を提出しなければなりません。ただし、県の競争入札参加資格申請において委任状の提出がされている者（以下「届出済代理人」という。）は、この限りではありません。

(2) (1)による委任状は、入札参加者又は届出済代理人を委任者としてください。

(3) 入札参加者及びその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

### 5 入札参加者に求められる義務

入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札公告、別添仕様書、別添契約書（案）及び

本入札説明書（以下「入札公告等」という。）において求められた経済上及び技術上の要件及び適合性について、令和2年8月3日（月）午後5時までに必要な資料を提出し審査を受けてください。なお、当該資料について説明を求められた場合は、開札時までに入札参加者の負担において完全な説明をしてください。

## 6 入札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等を熟覧し、承諾の上で入札してください。この場合において、入札公告等について疑義があるときは、令和2年7月10日（金）午後5時までに前記3の(2)に書面により説明を求めることができます。回答は、令和2年7月17日（金）を期限として次のホームページに掲載します。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/chikumagawaryuiki/nyusatsu/syuzen.html>

ただし、入札書提出後、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書を直接又は郵便（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）により前記3の(2)の場所へ提出してください。電話、電報、テレックス、ファックスその他の方法による入札は受理しません。

郵送による入札書の提出期限は令和2年8月4日（火）午後5時とします。

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限ります。

- (4) 入札書の様式は、様式4のとおりとし、次の各号に掲げる事項を記載してください。

ア 日付

イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び競争入札参加資格確認申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

エ 入札金額及び電気料金総額

オ 調達産品名

- (5) 入札書を郵便により提出する場合は、封筒の封皮に「開札日、調達産品名、調達場所名及び入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）」を明記し、「入札書在中」と朱書してください。

- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしてください。

- (7) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。

- (8) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、仕様書等に示した契約電力及び予定使用電力量に対して入札参加者又はその代理人が設定した契約電力に対する単一の単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を入札書に記載してください。

落札者の決定は予算執行者が示す予定使用電力量の対価を、入札書に記載された入札金額に従って計算した調達期間における電気料金総額で行うので、入札金額と併せて電気料金総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された電気料金総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てるものとする。)をもって落札価格としますので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (9) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書(案)及び別添仕様書による契約条件を十分考慮して入札金額を見積もってください。
- (10) 入札公告等により競争入札参加資格審査(物品の購入等)の競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)を提出した者が、開札時まで競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としません。

## 7 入札金額

### (1) 電力量料金単価

燃料費の変動に伴う発電費用の変動(燃料費調整単価)及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含まない使用電力量1kWに対する単価とし、1円未満の端数を含むことができるものとします。

### (2) 電力料金総額

ア 仕様書に示す契約電力、及び予定平均力率に基づき予定使用電力量の対価を、入札者が設定した入札金額に従って計算した、契約期間中の電気料金の総額とすること。

イ 電気料金総額の算出基礎として、その算出根拠が明示可能な「電気料金総額積算内訳書」(様式任意)を入札書に添付し提出すること。

ウ 電気料金総額の算出過程において、1月の電気料金に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

## 8 入札の取り止め等

次の各項の一に該当する場合は、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は、当該入札を延期し、若しくは取り止めることがあります。

- (1) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穏の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 入札公告等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるとき。
- (3) 入札等の執行に際して、天変地変、その他やむを得ない事由が生じたとき。

## 9 開札

(1) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとします。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会うことができないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行います。

(2) 開札の日時及び場所は次のとおりです。

ア 日時 令和2年8月6日(木) 午後2時30分

イ 場所 長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場(アクアパル千曲)内  
管理本館2階会議室

(3) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員及び(1)の立

- 会職員以外の者は、入場することができません。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができません。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札担当職員に身分証明書を提示し、当該代理人は入札権限に関する委任状を提出してください。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできません。
- (7) 入札場において、次の各号の一に該当する者は入札場から退去していただきます。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (8) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行います。この場合の入札の回数は3回を限度とします。
- (9) 第3回入札（再々度入札）を行った場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低価格の入札者から、政令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約による見積徴取を行います。この場合の見積り回数は3回を限度とします。なお、見積書の様式は入札書（様式4）に準じます。

#### 10 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合には、令和2年8月3日（月）午後2時までに前記3の(2)の場所へ入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供してください。
- (2) 財務規則第127条各号に該当すると認める場合は入札保証金の納付を免除します。
- (3) (1)の入札保証金の額又は担保の価額は、見積もった金額（入札書に記載された電気料金総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の5に相当する金額以上とします。
- (4) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとします。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとします。

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金を現金で納付する場合は別途交付する納付書（以下「納付書」という。）により八十二銀行から納付し、領収印が押印された納付書を提出してください。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(4)のア又はイであるときは、証券を納付書に添付して提出してください。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(4)のウであるときは、手形を納付書に添付するとともに、金融機関の保証が必要であるときは、金融機関の保証書を添付して提出してください。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(4)のエであるときは、小切手及び金融機関の保証書を納付書に添付して提出してください。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(4)のオであるときは、当該保証書を納付書に添付して提出してください。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を提出してください。
- (11) 競争入札を実施し、契約の相手方が決定したとき又は返還する事由が生じたときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金等を還付します。また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後に、これを還付するものとします。
- (12) 競争入札参加者又はその代理人は、現金により納付を行った入札保証金の還付を受ける場合は、別に定める請求書を提出するものとし、予算執行者は、適法な請求書を受領したときは、その日から14日以内に入札保証金を支払うものとします。
- (13) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を締結しないときは、長野県に帰属するものとします。また、入札保証金等の全部又は一部の納付を免除した場合には、(3)により算定される金額を満たす最低金額から、既に納付された金額を差し引いた額を徴収するものとします。
- (14) 入札保証金には、利子を付さないものとします。

## 11 無効の入札書

入札書で次の各項のいずれかに該当する入札書は、これを無効とします。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者又はその代理人が協定して入札した入札書
- (4) 調達産品名及び入札金額の記入がない入札書
- (5) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 調達産品名に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載に訂正があり、訂正印の押印がない入札書
- (10) 入札保証金の納付を免除されていない場合で、入札保証金等を納付しなかった者の提出した

## 入札書

- (11) 納付した入札保証金等の額が入札金額（入札書に記載された電気料金総額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (12) 入札公告等において示した提出期限までに到達しなかった入札書
- (13) 入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件がある場合において、指定した期限までに要件等が認められなかった者の提出した入札書
- (14) 入札参加資格の確認手続きにより、資格が確認されなかった者の提出した入札書
- (15) 電気料金総額の算出根拠として、その算出根拠が明示可能な「電気料金総額積算内訳書」の添付がない入札書
- (16) 前項までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札書

## 12 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きにより、落札者を決定するものとします。
- (3) (2)の同価の入札をしたもののうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が、これに代わってくじを引き、落札者を決定するものとします。
- (4) 落札者を決定したときは、その日から起算して5日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口頭又は電話により通知するものとします。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとします。

## 13 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、契約の締結と同時に消費税等を含む1kW当たり基本料金単価に月毎の契約電力を乗じた金額、消費税等を含む1kWh 当たり電力量料金単価に時間毎の予定使用電力量を乗じた金額及び消費税等を含む1kWh 当たり再生可能エネルギー発電促進賦課金に予定使用電力量を乗じた金額の総額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を別途指定する手続きに従い納付又は提供してください。
- (2) 財務規則第143条各号に該当する場合は、予算執行者の審査により納付が免除されます。なお、納付免除の審査に必要なときは、資料等の提出を求める場合があります。
- (3) (1)の契約保証金に代わる担保は、前記10の(4)の定めを準用します。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、長野県に帰属するものとします。
- (5) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したとき、又は、契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付するものとします。
- (6) 契約保証金には、利子を付さないものとします。

## 14 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日の翌日から起算して7日以

内に契約書の取りかわしをするものとします。

- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとします。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとします。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

#### 15 契約条件

別添契約書（案）及び別添仕様書のとおりです。

#### 16 入札及び契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

前記3の(2)に記載のとおりです。

#### 17 その他必要な事項

入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が負担してください。